

令和 4 年度ガラスびん再生処理事業者登録申請に関する重要事項

1. 令和 4 年度登録申請提出書類に関わる重要事項

以下の事項について、令和 4 年度から変更になっていますので留意願います。

(1) 施設関係書類の提出方法

令和 3 年度登録事業者のうち、令和 3 年度登録施設については施設変更等説明書（施設別紙 2）にて以下 2 つの書類を提出いただいておりますが、令和 4 年度からは以下②に関する書類提出は不要とします。

- ① 今年度登録申請時に変更する施設関係書類
- ② 昨年度登録申請後、今年度登録申請前（令和 2 年 8 月～令和 3 年 6 月末）までに施設変更届出済の施設関係書類

令和 3 年度登録事業者における新規登録申請施設は、全ての施設関係書類の提出が必要となるのでご注意ください。

変更理由：

期中に施設変更申請・届出を実施いただいた内容に関しては、期中にて都度審査を実施・完了させることとし、登録申請時に事業者の皆様へ再度提出いただく手間を省くため。

上記変更対応は、登録申請後に期中変更する場合に速やかに変更申請いただき、都度変更対応を完了させることが前提となっております

再生処理事業者及び弊会の手元にある施設関係書類を「最新版」として管理いたしますので、登録申請後から次年度登録申請までの間（8 月から翌年 6 月末の間）の施設変更について、変更時点で期中変更手続として申請いただき都度変更対応を完了させるようにしてください。

【 施設関係書類の登録申請時提出書類及び登録申請後の変更手続について 】

- ・ 令和2年8月から令和3年6月末までに変更手続済の施設関係書類について、令和4年度登録申請書類としての提出は不要です。
- ・ 令和4年度登録申請期間終了後（8月以降）の施設関係書類の変更に関しては、以下①から③までの書類（最新版となります）について変更いただくこととなります。施設関係書類については年度の概念がなくなるのでご注意ください。

[令和3年7月時点での最新となる施設関係書類]

- ① 令和3年度登録申請資料（令和2年7月提出資料）
- ② 上記①の変更手続実施済資料
（令和2年8月から令和3年6月の間に変更手続を実施）
- ③ 上記①及び②の変更で、令和4年度登録申請時に提出した資料
（令和3年7月提出資料）

(2) 提出方法変更に伴うページ番号のつけ方

現行ルールでは、資料3「令和3年度 ガラスびん再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト」にもとづき提出いただいておりますが、令和3年度登録事業者で施設関係書類を提出いただく場合、次頁の記載にもとづき提出書類にページ番号を付与してください。

変更理由：

変更書類がいつの時点で提出された書類なのかを事業者・協会双方にて把握し、古い書類が最新版として管理されないよう対応するため

なお、資料提出は以下3つに区分されます。

- ④ 書類差替：提出済の施設関係書類を変更し差し替える
- ⑤ 書類追加：提出済の施設関係書類とは別に新たに書類を追加する
- ⑥ 書類削除：提出済の施設関係書類を削除する

【 ページ番号のつけ方 】

既出の登録申請書類に対応したページ番号+R4 登録申請+書類差替・書類追加+書類作成日を右下に付ける（例：22-9 R4 登録申請 書類差替）。

(3) 施設変更等説明書（施設別紙2）の様式変更

上記（1）及び（2）の変更に伴い施設変更等説明書（施設別紙2）の様式を変更いたします。

【施設別紙2記載の主な注意点】

- ・ 新規登録事業者に関しては提出不要です。
- ・ 令和3年度登録事業者は、施設変更等説明書について変更がない場合でも
1. 変更有無の「変更なし」にチェックのうえ提出してください。
- ・ 提出済の書類を削除する場合には、どの書類を削除するのか、1.（2）変更内容にて削除する書類のページ番号を明記してください。

2. その他連絡事項

来年度（令和5年度）の登録申請は、施設関係書類の3年に1度の棚卸し（＝全ての施設関係書類を提出）を検討しておりましたが、今回の施設関係書類の提出方法を変更に伴い、全ての施設関係書類の提出は見送る予定です。

以上